

- ・新型コロナウイルス（ワクチン）関連情報…… 2面
- ・東久留米市長選挙立候補予定者説明会開催…… 3面
- ・消防団員を募集します…… 4面
- ・成人歯科検診…… 8面



令和4年度

認可保育施設・学童保育所

入所の申し込みが始まります

市の令和4年度認可保育施設・学童保育所の入所申し込みが始まります。申し込まれる方は、受け付けなどの開始時期や必要書類、注意事項などをご確認いただき、ご準備をお願いします。
※保育施設などへの入所や子育て支援サービスについての相談は「利用者支援事業」もご利用いただけます。

4年度「認可保育施設」への入所申し込み

申込書の配布は11月1日(月)から 郵送での受け付けは11月8日(月)から 窓口での受け付けは11月24日(水)から

認可保育施設の4年4月入所の申込書（子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用申込書）と入所のしおりを、11月1日（月）から子育て支援課（市役所2階）で配布します。また、同日に市ホームページでも公開します。入所を希望する方は、市ホームページまたは入所のしおりなどで詳細を確認の上、申し込んでください。



▲認可保育施設入所申込案内の市ホームページ（11月1日から公開）

【申請対象】 就労や病気などのためにお子さんの保育ができない保護者の方
【提出書類】

- ①東久留米市子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（市様式）
- ②提出書類チェック表（市様式）
- ③確認票（市様式）
- ④健康状況等調査書（市様式。申請児童1人につき1枚必要）
- ⑤就労証明書（市様式）、その他保育の必要性を証明する書類
- ⑥3年1月1日現在、東久留米市民でなかった方は、3年度住民税（非課税証明書（3年1月1日に住民登録のあった自治体で発行）

【申請可能な保育施設】 生後57日目以降から受け入れ可能な施設は、公設民営保育園、私立保育園、小規模保育施設、家庭的保育施設です（公立保育園の受け入れ月齢は生後6カ月から）

【入所の決定】 お子さんの保育が必要な状況を調査し、受け入れ人員数に欠員がある場合、保育の必要性の高い方から決定します

【注意事項】 ▼電子メール、ファクスでの入所申し込みはできません。▼今年度、すでに入所申し込みをして決定を待っている方も、4年4月1日入所の申請が改めて必要です。受付期間中に申し込みをしてください。▼0歳児仮申請、障害児保育申請の詳細については、市ホームページまたは入所のしおりなどをご確認ください。

【問い合わせ】 同課保育・幼稚園係 ☎042・470・7745

【受付日時・会場】

- 郵送での受け付け（感染症対策のため、4年度から開始）
11月8日（月）～12月3日（金）（消印有効）
- 申請書受付ポスト
上記期間中、子育て支援課窓口に申請書受付ポストを設置します。郵送での申請が難しい場合は同ポストをご活用ください。
- 窓口での受け付け（相談と合わせての受け付け） ※事前予約制
11月24日（水）～27日（土）午前9時～午後8時（午前11時半～午後1時を除く。27日（土）のみ午後4時まで）。会場は市役所2階204会議室。（提出のみの場合は、申請書受付ポストへ）
※事前予約期間・連絡先＝11月8日（月）～22日（月）午前8時半～午後5時（午前11時半～午後1時を除く）に同課保育・幼稚園係 ☎042・470・7745へ。

子育てに関する「利用者支援事業」を行っています

市では、子育て中の方や妊婦の方が、主に保育に関する施設や地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように、利用者支援員が窓口で情報提供・相談・助言などを行う「利用者支援事業」を実施しています。

また、利用者支援員が保育施設への入所や市内の保育サービスについてご案内する「利用者支援員相談」を行っていますので、ぜひご利用ください。利用の際は、下記お問い合わせ先まで事前に相談日時をご連絡ください。

【問い合わせ】 子育て支援課子ども政策担当（利用者支援員） ☎042・470・7740



▲利用者支援事業の市ホームページ

4年度学童保育所への入所申し込み

申込書の配布は11月1日(月)から

窓口・郵送での受け付けはいずれも12月1日(水)から

学童保育所は、放課後帰宅しても保護者の就労などにより家庭で育成(監護)を受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

4年度の学童保育所への入所の申し込み(一次申請)を受け付けます。

【受付日時】

●12月1日(水)～4日(土)・6日(月)～8日(水)・11日(土)

＝午前8時半～午後5時

●12月9日(木)・10日(金)＝午前8時半～午後8時

【受付場所】

児童青少年課(市役所2階)

※郵送での申し込みも受け付けます。書類の不備があった場合は、電話などでお問い合わせする場合は、書類を返送または不足書類を追加で郵送していただく場合があります。

【入所対象】

市内の市立小学校、または市内在住で市外の小学校に在籍する

4年4月に小学校新1年～6年生になる児童

【提出書類】

①入所申請書

②保護者の状況を証明する書類(勤務証明書・病気治療中は医師の診断書・その他の理由で家庭での適切な監護ができないときはその理由が分かる書類)

※学童保育所費の減免を希望する方は、減免申請書に必要書類を添付して提出してください(生活保護世帯は受給証明書、市民税非課税世帯は保

護者全員の3年度住民税非課税証明書、市民税均等割のみの課税世帯は保護者全員の3年度住民税課税証明書)。

※4年度東久留米市学童保育所入所案内、入所申請書、勤務証明書の用紙などは、11月1日(月)から児童青少年課(市役所2階)、各学童保育所、市内保育園および幼稚園で配布します。また、同日に市ホームページでも公開します。

【学童保育所費等】

1人月額6,600円

※金山学童保育所、くぬぎ第一・第二学童保育所で延長育成を利用する場合、延長育成料月額2,000円もしくは日額(1回)400円がかかります。

※新たに業務委託を行う予定の前沢第一・第二学童保育所、柳窪第一・第二学童保育所、本村学童保育所でも延長育成を実施する予定です。

【ご注意】

▼受付期間後に申し込みのあった児童については、入所時期が遅れる場合があります。▼提出された書類を基に入所判定を行い、入所児童を決定します。希望者が定員を超えた場合はお待ちいただく場合があります。▼入所は小学1年～3年生の児童を優先します。▼二次申請受付期間は12月13日(月)～4年1月14日(金)、三次申請受付期間は4年1月17日(月)～2月28日(月)です。また、小学4年～6年生の高学年児童の入所申請受付期間は、12月1日(水)～4年2月28日(月)です。三次申請までの低学年児童の入所の可否を決定した後、高学年児童の入所の可否を決定します。

【問い合わせ】児童青少年課児童青少年係 ☎470・7735

学童保育所の冬季短期職員(学生可)募集(会計年度任用職員アシスタント職)

【任用期間】市立小学校の冬季休業期間中(12月・1月)

【勤務時間】月曜～土曜日(日曜日、祝日を除く)、おおむね週4日程度(変則勤務有り)。平日午前8時15分～午後6時、土曜日午前8時15分～午後4時15分のうち4～7時間のシフト勤務

【勤務内容】学童保育所における児童の育成支援補助

【募集人数】20人程度

【報酬など】時給1,070円(交通費相当額の支給は市の規定による)

の規定による)

【申し込み】11月24日(水)までの月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)に、市販の履歴書(写真添付)を直接児童青少年課(市役所2階)へ持参を。書類選考後、面接の上決定します。

【ご注意】提出された履歴書は返却しません

【問い合わせ】同課児童青少年係 ☎470・7735

児童扶養手当・特別児童扶養手当を振り込みます

9月～10月分の児童扶養手当を、11月12日(金)に、8月～11月分の特別児童扶養手当を11月11日(木)に指定預金口座にそれぞれ振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ】児童青少年課助成支援係 ☎470・7736

新型コロナウイルス(ワクチン)関連情報

詳しくは市ホームページまたは市新型コロナワクチンコールセンター(市コールセンター) ☎042・420・7177へ。

◆モデルナワクチンの2回目の接種ができなかった方へ

集団接種などでモデルナワクチンを接種したものの、2回目の接種ができなかった方を対象とした接種の予約を受け付けています。

予約は「予約サイトでのウェブ予約」または「市コールセンターへの電話による代行予約」により行ってください。

◆11月以降のワクチン個別接種の受け付けについて

11月以降もワクチン接種を行う医療機関の一覧を市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。なお、各医療機関とも予約人数には限りがあります。あらかじめご了承ください。



医療機関に関する市ホームページ

【対象年齢】16歳以上の方(4年4月1日現在の満年齢)

【接種日時】11月6日(土)、7日(日)

いずれも午後1時45分～4時15分

【会場】わくわく健康プラザ

【予約締め切り】11月5日(金)午後5時

※市内でモデルナワクチンを接種する機会はこれで最後となります。



ワクチンに関する市ホームページ

◆新型コロナワクチンとその他のワクチンの接種間隔について

新型コロナワクチンは、原則としてその他のワクチンと同時に接種することができません。なお、新型コロナワクチンとその他のワクチンは互いに片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口

ワクチン接種に関する一般的な内容について

●厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

☎0120・761770

(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付)

●(厚生労働省)新型コロナウイルス関連及びワクチンについての聴覚障害者相談窓口

ファクス: 03・3581・6251

メールアドレス: corona-2020@mhlw.go.jp

ワクチン接種に関する市の対応(接種の予約や会場など)について

●東久留米市新型コロナワクチンコールセンター

☎042・420・7177(かけ間違いのないようご注意ください)

(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

ファクス: 042・477・0033(聴覚に障害のある方などの相談)

新型コロナウイルス感染症相談窓口 ～まずは電話で相談を～

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談

※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

●東京都発熱相談センター ☎03・5320・4592

(24時間、土曜・日曜日、祝日も受付)

●東京都多摩小平保健所 ☎042・450・3111

(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な内容(予防など)の相談

●厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)

☎0120・565653

(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)

●東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口(新型コロナコールセンター)

☎0570・550571

(午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)

新型コロナウイルス感染症の影響により、市公共施設の利用制限および市主催イベントなどを中止・延期している場合があります。最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市ホームページをご覧ください。



ワクチン接種を受けた後も、引き続き「3密(密閉・密集・密接)の回避」「手洗い・咳エチケット(マスク着用)」などの感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。